

# 平成 19 年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	.....	1
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	.....	3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	.....	7
4	職員の手当の状況	.....	9
5	特別職の報酬等の状況	.....	13
6	職員数の状況	.....	14
7	公営企業職員の状況		
(1)	高速電車事業	.....	17
(2)	軌道事業	.....	22
(3)	水道事業	.....	27
(4)	病院事業	.....	31
別紙 1	特殊勤務手当一覧(事務・技術)	.....	36
別紙 2	特殊勤務手当一覧(技能労務職員)	.....	42
別紙 3	特殊勤務手当一覧(水道局)	.....	45

# 札幌市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

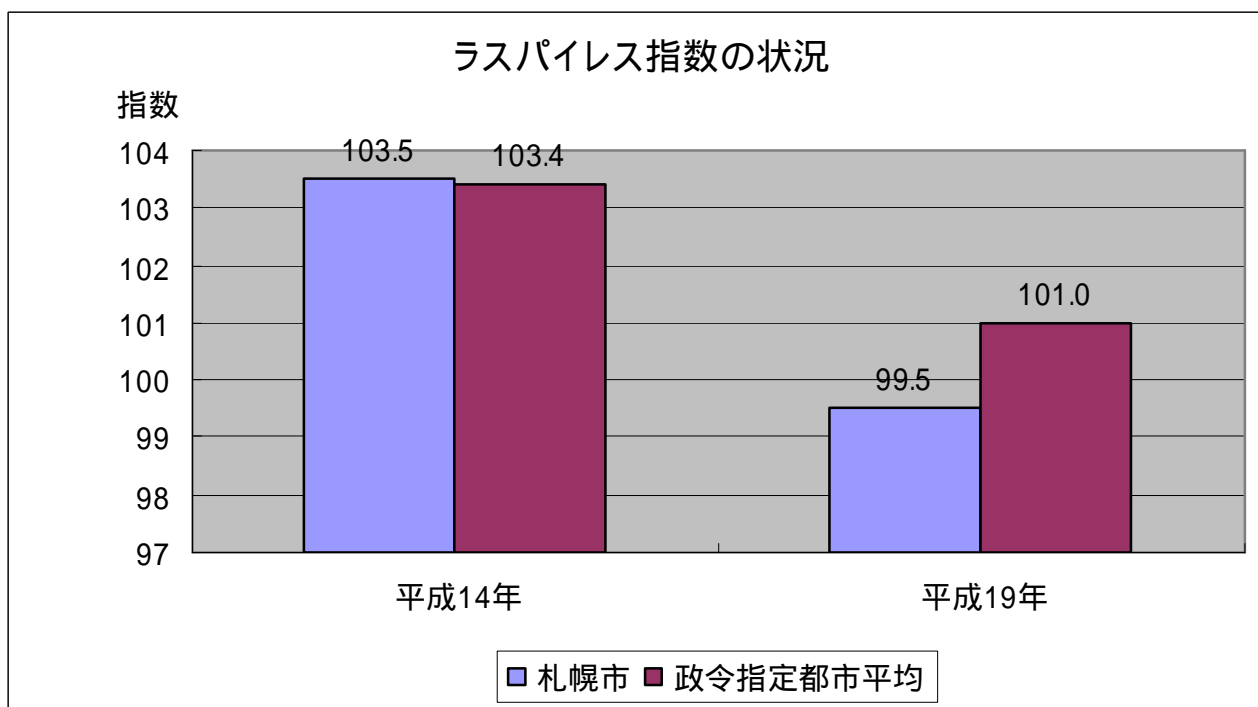
区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	1,874,410人	773,343,073千円	2,567,267千円	112,000,193千円	14.5%	14.2%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費  千円
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
18年度	人 11,549	千円 47,531,065	千円 11,358,690	千円 19,991,719	千円 82,057,436	千円 7,105	千円 7,118

- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（政令指定都市）のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 札幌市の地域手当補正後のラスパイレス指数も同じ99.5となっている。

#### (4) 給与改定の状況

##### ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 408,311	円 408,323	12円 (0.00%)	% -	% -	% 0.35

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額を  
ラスバイレス比較した平均給与月額である。

##### イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.45	月 4.45	月 0.00	月 0	月 4.45	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、  
「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
札幌市	43.7歳	347,434円	454,809円	398,350円
北海道	43.5歳	321,798円	391,497円	371,135円
国	40.7歳	325,724円	383,541円	383,541円
政令指定都市平均	43.6歳	358,726円	484,315円	425,089円

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
札幌市	48.7 歳	2,280 人	350,022 円	426,979 円	403,770 円
うち用務員	48.2 歳	585 人	345,646 円	402,416 円	403,559 円
うち学校給食員	49.1 歳	358 人	343,513 円	375,936 円	385,003 円
うち清掃職員	46.2 歳	700 人	335,773 円	443,028 円	393,408 円
うち自動車運転手	54.6 歳	127 人	387,881 円	481,177 円	444,584 円
北海道	46.3 歳	1,799 人	307,413 円	349,077 円	343,944 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	320,514 円
政令指定都市平均	45.2 歳	2,170 人	329,827 円	420,459 円	387,295 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
札幌市	-	-	-	-
うち用務員	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.77
うち学校給食員	調理士	42.5 歳	248,200 円	1.51
うち清掃職員	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299,800 円	1.48
うち自動車運転手	自家用自動車 運転手	50.4 歳	257,500 円	1.87
北海道	-	-	-	-
国	-	-	-	-
政令指定都市平均	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
札幌市	-	-	-
うち用務員	6,532,177 円	3,284,300 円	1.99
うち学校給食員	6,142,563 円	3,469,500 円	1.77
うち清掃職員	6,961,689 円	4,192,600 円	1.66
うち自動車運転手	7,734,710 円	3,386,400 円	2.28

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～平成18年の3ヶ年分)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	
札幌市	札幌市	45.0歳	337,381円	443,618円	417,988円
	高等・各種学校	46.0歳	381,566円	448,381円	423,115円
	幼稚園	40.7歳	339,228円	382,832円	369,179円
	高専	50.9歳	489,760円	563,552円	539,552円
	その他	45.4歳	415,377円	535,902円	473,532円
北海道	高等(特殊、各種、専修)学校	42.0歳	352,649円	409,470円	-
	小、中学校	41.5歳	347,478円	404,616円	-
政令指定都市平均	高等(特殊、各種、専修)学校	45.4歳	411,746円	509,989円	-
	小、中学校	41.6歳	353,239円	415,213円	-

1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	166,000 円	153,180 ( 170,200 ) 円	181,200 円
	高校卒	138,700 円	124,560 ( 138,400 ) 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	124,560 ( 138,400 ) 円	-
	中学卒	-	-	-
教育職 (高校教諭)	大学卒	190,500 円	171,450 ( 190,500 ) 円	-

北海道の括弧内数字は減額前の給料月額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	264,405 円	337,726 円	381,542 円
	高校卒	221,000 円	280,471 円	340,209 円
技能労務職	高校卒	218,078 円	267,320 円	331,381 円
	中学卒	( 該当職員なし )	246,450 円	336,100 円
教育職	大学卒	297,632 円	338,917 円	382,858 円

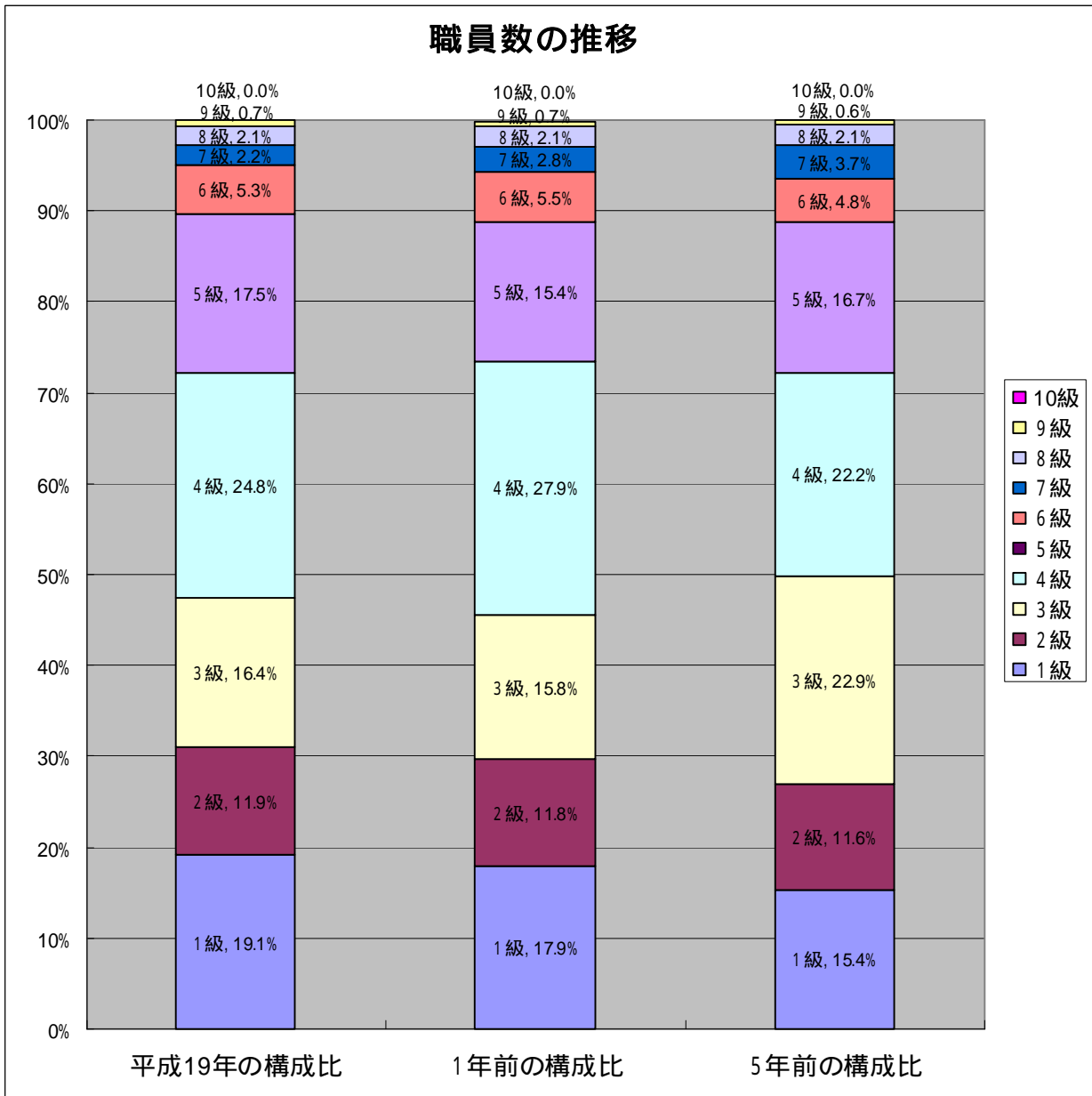
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	1,163人	19.1%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	726人	11.9%
3級	主任の職務	1,000人	16.4%
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,511人	24.8%
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	1,069人	17.5%
6級	課長の職務	320人	5.3%
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	137人	2.2%
8級	部長の職務	126人	2.1%
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	40人	0.7%
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	0人	0.0%

- 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。





19年度からこれまでの1・2級を統合するなど級構成の見直しを行ったため、1年前及び5年前の1級の職員数についても、現在の級構成に従い、当時の1級と2級をあわせた職員数により記載している。

## (2) 昇給への勤務実績の反映状況

札幌市においては、平成8年から地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づき、過去1年間の勤務における業績、その職務の遂行上見られた職員の能力及び意欲等を評価した人事評価を行っている。

職員の昇給については、この人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,778千円	1人当たり平均支給額(18年度) 千円	-
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 -月分 勤勉手当 -月分 -月分 -月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5~20% ・管理職加算 12~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 % ・管理職加算 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職の12月の勤勉手当については、その年の勤務実績に基づく4段階の成績区分に応じて支給する。

### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			(定年前早期退職加算 2~20%)		
経過措置により段階的に引下げ中。					
1人当たり平均支給額	2,986千円	23,754千円			

退職手当の1人当たり平均支給額は18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1,555,457千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		135,682円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	11,401人	3%
東京都特別区	14%	19人	14.5%

一般会計決算に基づく。

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率

を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	1,020,547千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	190,223円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	47%
手当の種類（手当数）	21
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	3,364,169千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	295千円
支給実績（17年度決算）	3,804,276千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	324千円

1 一般会計決算に基づく。

2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(6) その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	異なる	(1)配偶者にかかる手当額（国）13,000円 (2)配偶者以外の手当額（国）6,000円	1,655,907千円	250,629円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	異なる	(1)支給対象者（国）課長補佐職以上 (2)支給割合（国）46,300円～139,300円	898,854千円	1,088,201円

通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円 ~ 24,900 円の範囲内で支給。	異なる	(1) 手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道 2km 以上 (2) 自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000 円 ~ 24,500 円	1,261,571 千円	114,439 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し、月額 159,100 円を限度として支給。	同じ		38,902 千円	1,620,896 円
住居手当	(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。  (2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	異なる	(1) 自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 (2) 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給要件 (国) 新築又は購入のひから起算して 5 年を経過していないものに居住している世帯主である職員 (3) 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給額 (国) 2,500 円	1,494,590 千円	158,342 円

単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 23,000 円 ~ 68,000 円を支給。	同じ		2,508 千円	627,000 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		949,857 千円	83,168 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		236,857 千円	151,540 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円 ~ 18,000 円を支給。	異なる	支給額 (国) 6,000 円 ~ 27,000 円	4,210 千円	263,125 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2) その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3) その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	異なる	支給額 (国) (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円 ~ 26,380 円 (2) その他の世帯主である職員 月額 10,200 円 ~ 14,580 円 (3) その他の職員 月額 7,360 円から 10,340 円	2,232,156 千円	201,041 円

一般会計決算に基づく。

## 5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000 円	(参考) 政令指定都市における最高/最低額 1,480,000 円/ 1,011,500 円	
	副市長	1,030,000 円		
報酬	議長	1,040,000 円	1,260,000 円/	778,000 円
	副議長	950,000 円	1,120,000 円/	700,000 円
	議員	860,000 円	1,020,000 円/	648,000 円
期末手当	市長 副市長	(19年度支給割合) 3.35 月分		
	議長 副議長 議員	(19年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×58/100	(1期の支給額) 35,635,200 円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×46/100	22,742,400 円	任期ごと
地域手当	市長 副市長	(19年度支給割合) 給料月額の3%		
寒冷地手当	市長 副市長	(19年度支給割合) 一般職と同じ		

平成16年12月から平成23年6月までの間、市長は50%、副市長は40%のカットを行っている。

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

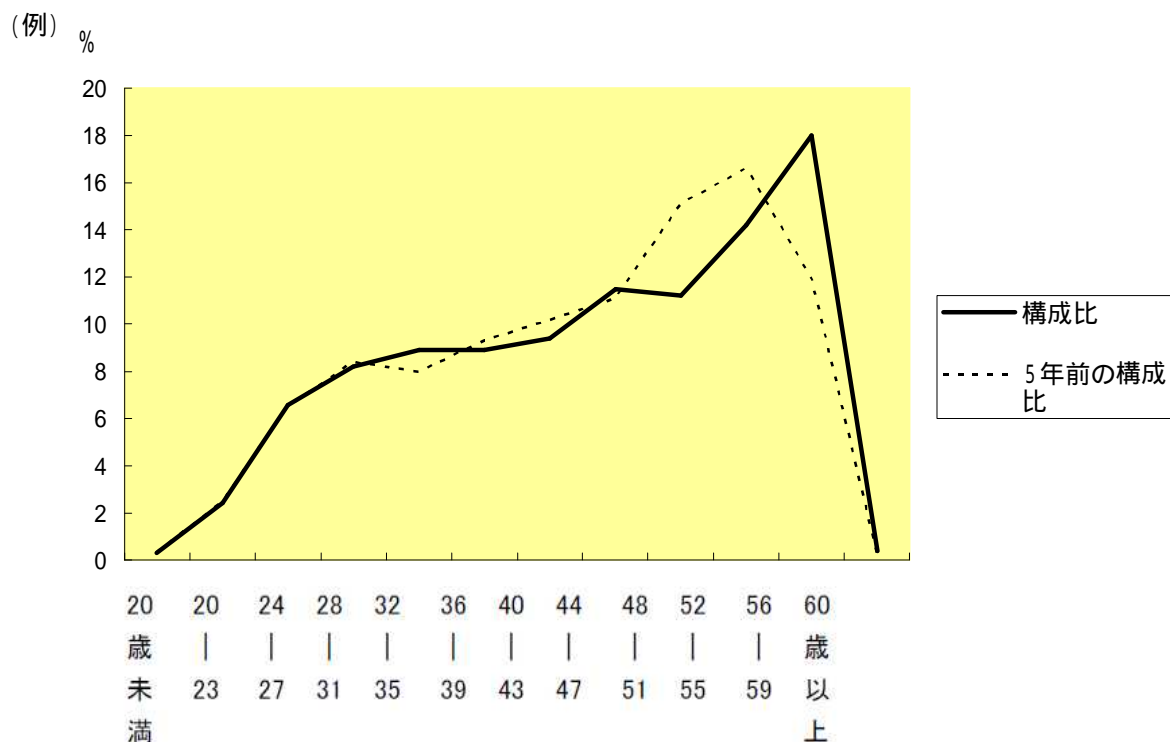
(各年4月1日現在)

区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	37	37	0 [ 増 ]	
		総 務	1,500	1,486	14	・生活保護世帯増加に伴う業務増 +13
		税 務	751	753	2	・除雪対策業務の増 +11
		民 生	1,779	1,802	23	・医療制度改革に伴う業務増 +8
		衛 生	1,674	1,632	42	[ 減 ]
		労 働	14	12	2	・ノルディック組織委員会派遣の減 25
		農林水産	48	48	0	・市民会館閉館に伴う減 19
		商 工	94	92	2	・道路パトロール体制の見直し 10
		土 木	1,375	1,358	17	・電算システム開発終了に伴う減 6 ・し尿処理場の民間委託化 6
		計	7,272	7,220	52	<参考> 人口100,000人当たり職員数 385 人
	教 育 部 門	2,402	2,268	134	[ 減 ] ・学校給食調理業務の委託拡大 43 ・学校業務員の見直し 16	
	消 防 部 門	1,848	1,849	1		
	小 計	11,522	11,337	185	<参考> 人口100,000人当たり職員数 605 人	
公営企業等会計部門	病 院	1,021	1,018	3	[ 増 ]	
	水 道	717	691	26	・下水道業務の増 +9	
	交 通	848	758	90	[ 減 ]	
	下 水 道	567	560	7	・地下鉄駅業務の委託化 87	
	そ の 他	586	583	3	・下水道資源公社派遣の減 10 ・中央卸売市場再整備終了に伴う減 7	
		小 計	3,739	3,610	129	
合 計		15,261 [ 14,985 ]	14,947 [ 14,800 ]	314 [ 185 ]	<参考> 人口100,000人当たり職員数 797 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	48	361	990	1,224	1,325	1,327	1,408	1,713	1,673	2,122	2,689	67	14,947

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
15,596 人	14,746 人	850	5.5%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	850人の純減



イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年		17年～19年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目		計	数値目標
一般行政	職員数	7,427	7,272	7,220			
	増 減		155	52		207	
教 育	職員数	2,448	2,402	2,268			
	増 減		46	134		180	
消 防	職員数	1,848	1,848	1,849			
	増 減		0	1		1	
公営企業 等会計	職員数	3,873	3,739	3,610			
	増 減		134	129		263	
計	職員数	15,596	15,261	14,947			
	増 減		335	314		649	850

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。  
 2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 高速電車事業

#### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)17年度の 総費用に占める 職員給与費比率
18年度	47,888,226千円	341,568千円	7,558,629千円	15.8%	18.0%

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)政令指定 都市一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
18年度	人 747	千円 3,194,680	千円 1,702,181	千円 1,338,765	千円 6,235,626	千円 8,348	千円 7,485

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	45.6歳	386,565円	695,630円
政令指定都市平均	41.4歳	370,118円	617,051円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(18年度)	1,792千円	1人当たり平均支給額(18年度)	1,778千円
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当(19年4月1日現在)

高速電車事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人当たり平均支給額 21,718千円			1人当たり平均支給額 2,986千円 23,754千円		

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		105,464千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		130,042円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	811人	3%

## (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (エ)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		86,848千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		157,334円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		68.7%	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	駅務員等	始業時刻又は終業時刻が午前6時前又は午後9時以降の勤務	280円
		始業時刻が午前6時以前、かつ、終業時刻が午後9時以降の勤務	560円
	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜(午前1時~午前5時)の全部を含む場合
		上記以外	中休時間4時間15分超:1,600円 中休時間4時間15分以下:1,400円

	指令所の係長職	正規の勤務時間による 24 時間勤務( 24 時間の中に休憩時間含む )	2,000 円
--	---------	--------------------------------------	---------

(オ)時間外勤務手当

支給実績 ( 18 年度決算 )	882,150 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 ( 18 年度決算 )	1,282 千円
支給実績 ( 17 年度決算 )	959,837 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 ( 17 年度決算 )	1,221 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(カ)その他の手当 ( 19 年 4 月 1 日現在 )

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 ( 18 年度決算 )	支給職員 1 人当たり平均支給年額 ( 18 年度決算 )
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 7,000 円 ・満 16 歳 ~ 22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。	同じ		167,912 千円	277,310 円
管理職手当	係長職以上の職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額 × 18% (2)課長職 給料月額 × 20% (3)部長職 給料月額 × 23% (4)局長職 給料月額 × 25%	異なる	支給対象者 ( 高速電車事業 ) 係長職に対し給料月額 × 18% を支給。	64,407 千円	961,295 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円 ~ 24,900 円の範囲内で支給。	同じ		90,865 千円	115,739 円

住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。  (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	同じ		101,474 千円	145,344 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		65,579 千円	135,610 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき 6,000 円 ~ 18,000 円を支給	異なる	支給対象者 ( 高速電車事業 ) 係長職に対して 6,000 円 ~ 9,000 円を支給。	216 千円	9,000 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		175,723 千円	238,430 円

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア)平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
854 人	606 人	248 人	29.0%

(参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	248 人の純減

(イ)定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)イを参照

## (2) 軌道事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	1,270,390千円	4,568千円	668,149千円	52.6%	54.4%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
18年度	人 71	千円 305,287	千円 151,288	千円 129,450	千円 586,025	千円 8,254	千円 7,485

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	47.1歳	391,122円	687,823円
政令指定都市平均	41.4歳	370,118円	617,051円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,823千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,778千円	
(18年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当(19年4月1日現在)

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人当たり平均支給額 -			1人当たり平均支給額 2,986千円 23,754千円		

平成16年度以降 自己都合及び定年による退職手当の支給実績はない。

## (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		9,816千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		138,254円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	71人	3%

## (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (エ)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		3,447千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		70,116円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		69.2%	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	始業時刻又は終業時刻が午前6時前又は午後9時以降の勤務	280円 560円
		始業時刻が午前6時以前、かつ、終業時刻が午後9時以降の勤務	
		中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜(午前1時~午前5時)の全部を含む場合 上記以外



除雪手当	路面電車運転手、 運輸関係係員、技 術関係係員	除雪業務	230 円
------	-------------------------------	------	-------

(オ)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	80,744 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	1,228 千円
支給実績(17年度決算)	87,001 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	1,192 千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

(カ)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800 円 (2)配偶者以外 7,000 円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		18,133 千円	299,716 円
管理職手当	係長職以上の職員に対し支給。 (1)係長職 給料月額×18% (2)課長職 給料月額×20% (3)部長職 給料月額×23% (4)局長職 給料月額×25%	異なる	支給対象者(軌道事業)係長職に対し給料月額×18%を支給。	3,778 千円	944,621 円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円~24,900円の範囲内で支給。	同じ		6,249 千円	89,385 円

住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	同じ		9,564 千円	145,834 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		2,336 千円	49,012 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、6,000 円 ~ 18,000 円を支給。	異なる	支給対象者 (軌道事業) 係長職に対して 6,000 円 ~ 9,000 円を支給。	支給なし	支給なし
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		17,219 千円	242,523 円

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア)平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
83 人	72 人	11 人	13.3%

(参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	11 人の純減

(イ)定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)イを参照

### (3) 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	41,655,522千円	1,333,252千円	8,816,754千円	21.2%	19.5%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
18年度	人 684	千円 3,024,600	千円 1,064,986	千円 1,275,819	千円 5,365,405	千円 7,844	千円 7,688

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	47.1歳	395,273円	651,943円
政令指定都市平均	44.7歳	400,940円	635,046円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人あたり平均支給額(18年度)	1,838千円	1人あたり平均支給額(18年度)	1,778千円
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当(19年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	42.34月分	勤続25年	33.50月分	42.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 2~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人あたり平均支給額		25,101千円	1人あたり平均支給額		2,986千円 23,754千円

退職手当の1人あたり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		96,187千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(18年度決算)		138,399円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	695人	3%

## (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (エ)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	16,219千円
支給職員1人あたり平均支給年額(18年度決算)	49,461円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	47.2%
手当の種類(手当数)	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

## (オ)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	446,658千円
職員1人あたり平均支給年額(18年度決算)	643千円
支給実績(17年度決算)	533,942千円
職員1人あたり平均支給年額(17年度決算)	742千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

## (カ)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		136,357千円	263,535円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		38,144千円	1,191,997円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円~24,900円の範囲内で支給。	同じ		75,705千円	118,397円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		93,512千円	150,948円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		9,275 千円	225,768 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円～18,000 円を支給。	同じ		42 千円	14,000 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分 (2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分 (3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分 経過措置により段階的に引下げ中。	同じ		155,672 千円	227,924 円

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア)平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
742 人	692 人	50 人	6.7%

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	50 人の純減

(イ) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

6(3)イを参照

## (4) 病院事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)17年度の 総費用に占める 職員給与費比率
18年度	21,168,447千円	806,430千円	9,980,236千円	47.1%	46.3%

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)政令指定 都市一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
18年度	人 1,036	千円 3,903,146	千円 1,910,801	千円 1,655,805	千円 7,469,752	千円 7,210	千円 7,647

- 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局(医師)	46.1歳	581,113円	1,216,189円
札幌市病院局(看護師)	36.1歳	284,579円	492,602円
札幌市病院局(事務職)	41.2歳	354,803円	617,434円
政令指定都市平均(医師)	44.5歳	549,674円	1,195,997円
政令指定都市平均(看護師)	36.3歳	310,240円	520,283円
政令指定都市平均(事務職)	42.8歳	403,320円	663,952円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

#### (ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人あたり平均支給額(18年度)	1,598千円	1人あたり平均支給額(18年度)	1,778千円
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.45月分	3.0月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分	(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。



## (イ)退職手当(19年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職加算 4~20%			定年前早期退職加算 2~20%		
経過措置により段階的に引下げ中。			経過措置により段階的に引下げ中。		
1人当たり平均支給額 5,828千円 23,104千円			1人当たり平均支給額 2,986千円 23,754千円		

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		184,268千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		182,579円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内(医師)	11%	116人	11%
札幌市内(医師以外)	3%	893人	3%

## (制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
札幌市内(医師)	15%	15%
札幌市内(医師以外)	3%	3%
東京都特別区	18%	18%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

札幌市の制度では、札幌市内(医師)は平成23年度、東京都特別区は平成22年度に制度完成予定

## (エ)特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	225,206千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	302,628円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	73.7%
手当の種類(手当数)	9
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

## (オ)時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	440,552千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	530千円
支給実績(17年度決算)	461,350千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	548千円

- 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

## (カ)その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		77,966千円	233,605円
管理職手当	課長職以上の職員に対し支給。 (1)課長職 給料月額×20% (2)部長職 給料月額×23% (3)局長職 給料月額×25%	同じ		172,586千円	1,361,623円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円~24,900円の範囲内で支給。	同じ		94,562千円	136,996円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		154,834千円	198,527円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額 = 1 時間あたりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数</p>	同じ		90,081 千円	158,663 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円 ~ 18,000 円を支給。</p>	同じ		44,954 千円	535,167 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800 相当分</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000 相当分</p> <p>(3)その他の職員 17,600 円+灯油 600 相当分</p> <p>経過措置により段階的に引下げ中。</p>	同じ		171,073 千円	168,711 円
初任給調整手当	<p>企業職給料表(医師職)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に対し、月額 216,000 円を限度として支給。</p>	同じ		195,005 千円	1,694,470 円

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 1回につき支給。 (1) 医師又は歯科医師 20,000 円 (2) 薬剤師、看護師、 准看護師、衛生検 査技師、臨床検査 技師、診療エック ス線技師及び診療 放射線技師 5,900 円。ただし、勤務 時間が 5 時間以下 の宿日直勤務の場 合は、その勤務 1 回につき 2,950 円			59,714 千円	279,584 円
-------	--	--	--	-----------	-----------

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

(ア)平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 18 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
1,019 人	1,001 人	18 人	1.8%

(参考)集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 18 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	18 人の純減

(イ)定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3)イを参照

(別紙1)

札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成 19 年 4 月 1 日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1 日	240 円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者	1 日	240 円	
		(3) みどりの推進部、管理部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、みどりの推進部長、管理部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1 日	220 円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員	1 日	200 円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	1 日	280 円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者	1 日	260 円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者	1 日	230 円	
3	清掃等作業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	1 日	300 円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、クリーンセンターの機器若しくは設備の維持管理作業又はし尿の下水道への投入作業に従事した者	1 日	300 円	
		(3) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者	1 日	300 円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	1 日	290 円	
		(2) 下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定するものに従事した者	1 日	170 円	
5	特殊施設等勤務手当	(1) 平岸霊園又は火葬場に勤務する職員	1 月	14,000 円	第 1 号、第 2 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号から第 14
		(2) 墓地(平岸霊園を除く。)に勤務する職員	1 月	10,500 円	
		(3) 動物管理センターに所属する狂犬病予防員(健康衛生部長が指定する者に限る。)	1 月	15,900 円	

		(4) 動物管理センターに所属する狂犬病予防員(前号に掲げる者を除く。)	1月	10,500円	号までに掲げる職員のうち、係長及びこれに相当する職以上の職にある者については、1月につき17,500円を超えない範囲内で当該施設又は業務を所管する部の長が定める額とし、第8号及び第9号に掲げる職員のうち、係長及びこれに相当する職以上の職にある者については、1月につき7,000円を超えない範囲内で円山動物園長が定める額とする。	
		(5) 動物管理センターに所属する職員(狂犬病予防員を除く。)	1月	7,000円		
		(6) 清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事務所、処理場管理事務所又は清掃工場に所属する職員(次号に掲げる者を除く。)	1月	17,500円		
		(7) 環境事業部車両管理事務所又は清掃工場に所属する事務職員	1月	14,000円		
		(8) 円山動物園飼育課に所属する職員	1月	7,000円		
		(9) 円山動物園管理課に所属する職員	1月	3,500円		
		(10) 下水処理場に勤務する職員のうち、下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)を本務とする者	1月	17,500円		
		(11) 下水処理場に勤務する職員(前号に掲げる者を除き、処理施設課に所属する職員のうち、下水処理場において重金属等の試験検査の業務に従事する者を含む。)	1月	14,000円		
		(12) 下水管理センターに所属する職員	1月	10,500円		
		(13) 事業廃棄物課に所属する職員のうち、廃棄物に関する施設の指導監督の業務に従事する者として環境事業部長が指定する者	1月	10,500円		
		(14) 環境事業部施設管理課に所属する職員のうち、廃棄物に関する施設の検査業務に従事する者として環境事業部長が指定する者	1月	14,000円		
6	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日	290円		
		(2) 保健管理課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者	1日	280円		
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農務部長が指定するものに従事した職員	1日	290円		
		(4) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者	1月	1,700円		
7	有害物取扱業務手当	(1) 保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	1日	270円		
		(2) 環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者	1月	1,900円		
8	放射線取扱	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する	1日	280円		

	扱業務手当	業務に従事した職員			
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	1日	100円	
9	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
	ア	消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者	1回	140円	
	イ	消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
	ウ	消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者	1回	120円	
	エ	上記以外の者	1回	110円	
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者又は救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員			
	ア	救急救命士の資格を有する者	1回	130円	
	イ	隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)	1回	50円	
	ウ	自動車の運転業務に従事した者	1回	40円	
	エ	上記以外の者	1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者又は火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員			
	ア	自動車の運転業務に従事した者	1回	50円	
	イ	上記以外の者	1回	40円	
		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員	1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員	搭乗1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員	1日	2,600円	
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員	1日	250円	
		(8) 正規の勤務時間による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員	1回	1,100円	
10	ヘリコプター従事	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員			

	者手当	ア 飛行時間 3,000 時間以上の経験を有する者	1 月	101,000 円	
		イ 飛行時間 2,000 時間以上 3,000 時間未満の経験を有する者	1 月	91,000 円	
		ウ 飛行時間 1,000 時間以上 2,000 時間未満の経験を有する者	1 月	78,000 円	
		エ 飛行時間 1,000 時間未満の経験を有する者	1 月	49,000 円	
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1 等航空整備士の資格を有する者	1 月	47,000 円	
		イ 2 等航空整備士の資格を有する者	1 月	37,000 円	
		ウ 上記以外の者	1 月	11,000 円	
11	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	1 日	300 円	
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務若しくは下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で管理部長が指定するものに従事した職員又は勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料若しくは下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員	1 日	140 円	
		(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部、保険年金課若しくは下水道財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険若しくは介護保険の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者	1 月	4,000 円	
12	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に所属する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1 日	390 円	
		(2) 身体障害者福祉センター又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者	1 日	310 円	
		(3) 保育園又は区保育・子育て支援センターに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者	1 日	200 円	
		(4) 子育て支援課、区保育・子育て支援センター、児童療育課又は健康・子ども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者	1 日	180 円	
		(5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、身体障害者若しくは知的障害者の指導、訓練若しくは相談の業務に従事した者又は保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課若しくは保護課に所属す	1 日	310 円	



		る職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務若しくは来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者			
		(6) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者	1日	310円	
		(7) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者	1日	310円	
13	夜間特殊業務手当	(1) 相談判定課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,440円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	860円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	540円	
		(2) 保健所又は中央卸売市場に所属する職員のうち、正規の勤務時間による勤務で、その始業時刻が午前6時前であるものに従事した者	1回	280円	
		(3) 高等学校に所属する職員(学校教育部長が指定する者に限る。)のうち、正規の勤務時間による勤務で、その終業時刻が午後9時後であるものに従事した者	1回	280円	
14	夜間診療等業務手当	発達医療センターに所属する看護師又は准看護師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	6,800円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	3,300円	
		(3) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	2,900円	
		(4) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	2,000円	
15	変則勤務手当	日曜日及び土曜日のすべてが勤務条件条例第3条第1項及び第4条の規定による週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		(1) 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円	
		(2) 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円	
		(3) 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した場合	1回	800円	
16	教員特殊業務手当	高等専門学校に所属する教員及び助手のうち、勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日(以	1日	1,200円	

		下「週休日」という。)、給与条例第8条に規定する休日等(以下「休日等」という。)又は勤務条件条例第5条に規定する半日勤務時間のみが割り振られている日若しくはこれに相当する日に、学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における学生に対する指導業務(心身に著しい負担を与えるものとして教育長が指定するものに限る。)に従事した者			
17	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	1日	270円	
18	取締交渉等業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	1日	130円	
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者	1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として管理部長が指定する者	1月	1,400円	
19	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	1日	4,000円	第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該対策に係る業務に従事した職員	1日	800円	

## (別紙2)

## 札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成19年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、管理部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長、管理部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者	1日	220円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者	1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	1日	400円	
		(2) 施設清掃事務所に所属する職員のうち、公衆便所の清掃作業又は公衆便所清掃車の運転業務に従事した者	1日	230円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、ごみのならし作業に従事した者	1日	390円	
		(4) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	1日	300円	
		(5) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、クリーンセンターの機器若しくは設備の維持管理作業又はし尿の下水道への投入作業に従事した者	1日	300円	
		(6) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業(誘導作業を除く。)に従事した者	1日	170円	
		(7) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者	1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者	1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者	1日	290円	
5	斎場等業務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	1日	290円	
6	特殊施設等勤務手当	(1) 火葬場に勤務する職員	1月	17,500円	
		(2) 墓地に勤務する職員	1月	14,000円	
		(3) 動物管理センターに所属する職員	1月	10,500円	
		(4) 清掃事務所、施設清掃事務所、環境事業部車両管理事務所、処理場管理事務所又は清掃工場に所属する職員	1月	17,500円	

		(5) 円山動物園飼育課に所属する職員	1月	7,000円	
		(6) 円山動物園管理課に所属する職員	1月	3,500円	
		(7) 下水管理センター又は下水処理場に勤務する職員	1月	17,500円	
		(8) 事業廃棄物課に所属する職員のうち、環境事業部長が指定する者	1月	10,500円	
7	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1日	290円	
		(2) 保健管理課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者	1日	280円	
8	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	1日	100円	
9	整備作業手当	環境事業部車両管理事務所、雪対策室車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	1日	210円	
10	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に所属する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1日	390円	
		(2) 保育園に所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者	1日	90円	
11	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	410円	
		(3) 高等学校に所属する職員(学校教育部長が指定する者に限る。)のうち、正規の勤務時間による勤務で、その終業時刻が午後9時後であるものに従事した者	1回	280円	
12	変則勤務手当	日曜日及び土曜日のすべてが勤務条件条例第3条第1項及び第4条の規定の例による週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円	
		イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円	
		ウ 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した場合	1回	800円	

13	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策（異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置をいう。）のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該対策に係る業務に従事した職員	1日	800円	
----	-------------	---	----	------	--

## (別紙3)

## 水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成19年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額	
			単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	1回	100円
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	1日	200円
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	400円
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者		
		ア 深夜の全部に勤務した場合	1回	420円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1回	210円
(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	1回	1,300円		

4	緊急出勤手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)		
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	1回	1,800円
5	変則勤務手当	日曜日及び土曜日のすべてが勤務時間等規程第3条第1項及び第7条第1項の規定に基づく週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者		
		ア 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円
		イ 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円
		ウ 土曜日の午後4時45分から日曜日の午前9時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円
6	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	1日	800円

## (別紙4)

## 病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成19年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
1	死体解剖 補助手当	死体の解剖の補助の業務に従事した職員(医師を除く。)	1日	2,500円	
2	感染症予 防等作業 手当	看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	1日	290円	
3	有害物取 扱業務手 当	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員	1日	270円	
4	放射線取 扱業務手 当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員	1日	100円	
5	夜間特殊 業務手当	放射線部、検査部又は薬剤部に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		(1) その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	1,440円	
		(2) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。	1回	860円	
		(3) その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	540円	
6	夜間診療 等業務手 当	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	7,000円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	6,000円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	4,000円	
		(2) 病棟、手術室又は透析室に勤務する看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	1回	6,800円	



		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	1回	2,900円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	1回	2,000円	
		(3) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者	1回	5,000円	
		(4) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	1回	1,240円	
7	変則勤務手当	日曜日及び土曜日のすべてが札幌市病院企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成18年病院局規程第17号)第3条第1項及び第7条第1項の規定による週休日である職員以外の職員のうち、土曜日若しくは日曜日に、又は土曜日から日曜日にかけて正規の勤務時間による勤務に従事した者			
		(1) 土曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	400円	
		(2) 日曜日の午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間以上勤務した場合	1回	800円	
		(3) 土曜日から日曜日にかけて14時間25分以上勤務した場合	1回	800円	
8	精神病棟看護等業務手当	(1) 静療院の小児特殊病棟又はのぞみ学園に勤務する看護師等および看護補助員	1月	41,400円	
		(2) 静療院看護課又は指導相談課に所属する看護師等及び看護補助員(前号に掲げる者を除く。)	1月	20,700円	
9	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	1日	800円	